

# 公 募 要 領（令和2年6月）

## 1 事業名

令和2年度運動好きな子どもを育てるための地域連携事業

## 2 事業の趣旨

児童・未就学児を対象に運動好きな子どもを育てるため、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員協議会、レクリエーション協会、スポーツ少年団、公民館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の地域団体と連携し、日常生活においても気軽にできる運動で構成された内容や体を動かすことが楽しいと実感できるようなプログラム（「場・しかけ」）を“地域ぐるみ”で提供する。

## 3 事業の内容

### A：年間型事業（10～20回程度）

- ・ 実施団体が主体となり、市町村教育委員会等や地域の関係団体と連携してプログラムを実施する。
- ・ 子どもが日常的に自ら体を動かすことを促す“実践プログラム”を計画的に実施する。  
例：月1回プログラム（数か所）、長期休業中の集中開催も含む。
- ・ 本事業の成果に関する情報発信を行う。
- ・ その他、研修会に積極的に参加するなど必要とする活動を実施する。

### B：短期型事業（3回程度）

- ・ 実施団体が主体となり、地域の関係団体と連携してプログラムを実施する。
- ・ 子どもが日常的に自ら体を動かすことを促す実践プログラムを3回程度実施する。
- ・ 本事業の成果に関する情報発信を行う。
- ・ その他、研修会に積極的に参加するなど必要とする活動を実施する。

### C：イベント型事業（1回）

- ・ 総合型地域スポーツクラブ、公民館や放課後子ども教室等が主体となって運動遊びのプログラムを実施し、今後継続して活動できるきっかけづくりとして実施する。  
例：イベントとし1日開催
- ・ 本事業の成果に関する情報発信を行う。

## 4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ・ 地域の子どもたちの運動遊びに関心・意欲が高い団体
- ・ 規約を有し、かつ、適正な会計処理ができる団体
- ・ 適切な感染防止策を講じることができる団体

## 5 申請書類の提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式1）
- ② 活動内容及び方法（別紙）
- ③ 予算書（様式2）
- ④ 団体規約
- ⑤ 組織表（役員表）

### (2) 送付先

〒690-8501 松江市殿町1番地  
島根県環境生活部スポーツ振興課 スポーツ振興グループ

### (3) 提出方法

提出期限までに郵送または持参すること。

### (4) 提出期限

- 【年間型】 … 令和2年7月10日（金）  
【短期型】 … 随時（予算がなくなり次第、終了します）  
【イベント型】 … 〃

### (5) その他

提出書類等の作成費用については、選定結果にかかわらず作成者の負担とする。  
また、提出書類等については返却しない。

## 6 事業規模（予算）及び採択数

- 【年間型】 … 1事業あたり200千円を上限とする（採択数：3件程度）  
【短期型】 … 1事業あたり100千円を上限とする（採択数：3件程度）  
【イベント型】 … 1事業あたり50千円を上限とする（採択数：2件程度）

## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

スポーツ振興課において選定する。必要に応じて、事業計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

### (2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおりとする。

### (3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に通知する。

#### (4) 事業計画書の提出

【共通】選出された団体は、指定された期日までに事業計画書を提出すること。

【年間型のみ】事業計画書に併せて、市町村教育委員会教育長（松江市、安来市、出雲市においては市長）による推薦書を添付すること。

※様式については選定後に別途通知する。

### 8 契約締結

事業計画書を基に契約予定者と契約条件を調整するものとする。

なお、契約金額については企画提案書の内容を精査し、また、全体の予算額により調整し決定することから、提出者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

また、契約条件等が合致しない場合や、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、契約締結を行わない可能性がある。

### 9 スケジュール（予定）

【年間型】 ・公募締切：令和2年7月10日（金）  
・審査：令和2年7月中旬  
・契約締結：令和2年8月上旬  
・契約期間：契約締結日から令和3年3月10日まで

【短期型】 ・公募締切、審査、契約締結：随時  
・契約期間：契約締結日から事業終了後1か月以内  
または令和3年3月10日のいずれか早い方

【イベント型】 ・公募締切、審査、契約締結：随時  
・契約期間：契約締結日から事業終了後1か月以内  
または令和3年3月10日のいずれか早い方

### 10 その他

- ・ 事業実施にあたっては、契約書等を遵守すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の防止のため、「入退場時の制限や誘導」、「待合場所等における密集の回避」、「手指の消毒」、「マスクの着用」、「室内の換気」、「出演者の発声を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保」、「声援に係る感染防止策」など、適切な感染防止策を講じること。また、参加者等の連絡先を把握しておくこと。